喀痰吸引等研修　フォローアップコース　募集要項

他養成校(高等学校含む)にて医療的ケアを修了し、卒業した方、他研修機関での喀痰吸引等研修または介護福祉士実務者研修を修了した方かつ、2 年以内にご自身の施設での実地研修を希望する方のみ対象の募集を行います。

※　群馬パース病院並びに介護老人保健施設武尊荘での実地研修の受け入れにつきましては、募集を停止しています。



○主催・研修実施機関
群馬パース大学福祉専門学校　〒377-0008 群馬県渋川市渋川 1338-4
(登録研修機関番号:A130002、登録研修機関名:群馬パース大学福祉専門学校)

○研修内容　高齢者および障害児・者の「喀痰吸引」実施手順解説
＜1 日目＞
喀痰吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持
吸引の技術と留意点
喀痰吸引にともなうケア
報告および記録
＜2 日目＞
経管栄養で用いる器具器材とそのしくみ、清潔の保持
経管栄養の技術と留意点
経管栄養に必要なケア
報告および記録
※　人工呼吸器装着者、半固形剤、固形剤につきましては、別途研修が必要となります。
※　実地研修につきましては、所属施設、事業所又は同法人内の施設にて各自お受け下さい。
※　群馬パース病院並びに介護老人保健施設武尊荘での**実地研修の募集はありません。**
再開未定のため、お問い合わせに回答することは致しかねますのでご了承ください。

○研修期間および研修日程・会場
日　程:2027 年 2 月 18 日(木)／2 月 19 日(金)　計 2 日間

会　　場:群馬パース大学福祉専門学校
(〒377-0008　群馬県渋川市渋川 1338-4　℡:0279-60-7010)

○受講者定員:50 名

○受講料
基本研修(フォローアップコース):22,000 円　※ テキスト不要

○助成金について
「人材開発支援助成金」が利用可能です。**受講開始一か月前までに手続きが必要**となります。
詳しくは、群馬労働局　職業安定部　職業対策課　電話 027-210-5008　までお問い合わせください。

○受講資格

以下の 要件を満たす方に限ります。

1. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、訪問介護事業所、有料老人ホーム、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児施設等に勤務の介護職員等の方。

 ※ 介護福祉士でない場合、3 年以上の勤務経験のある方

2. 所属施設、事業所又は同法人内の施設等にて「喀痰吸引等実地研修」が可能な方。（本校と実習施設で委託契約を交わします）
3. 本研修のすべてのカリキュラムを受講できる方。

○申込方法

1. 以下の書類に記入し、所定の応募期間内に必要書類同封の上、必ずご郵送ください。
 1） 様式『喀痰吸引等研修』受講申込書」
 2） 身分証明書（運転免許証・保険証・マイナンバーカード等の写し 等）
 3） 以下のいずれかの書類 1 点
 ・単位取得証明書（成績証明書） ※「医療的ケア」単位取得が記載されているもの
 ・喀痰吸引等研修 基本研修修了書（写し可）
 ・介護福祉士実務者研修 修了書（写し可）
2. 応募書類確認の上、受講決定者には 2027 年 1 月 13 日（水）に「受講決定通知書」（受講料振込のご案内他）を郵送します。
3. 受講決定者は、受講料を振り込み、「受講料振込証明書添付票」を 2027 年 2 月 3 日（水）必着にてご郵送ください。
4. 「受講料振込証明書添付票」到着をもって受講正式決定とします。

○応募期間

2026 年 12 月 14 日(月)～2027 年 1 月 8 日（金）必着

※先着順受付ではありません。

○応募書類郵送先・お問い合わせ先 （問合せ時間：平日 9:00～17:00）

群馬パース大学福祉専門学校 研修担当 廣橋

〒377-0008 群馬県渋川市渋川 1338-4

電話：0279-60-7010 e-mail：paz-care@paz.ac.jp

○注意事項

Ⅰ 本研修は先着順受付ではありません。各申込書類を確認し、研修受講に適格と認められた方のみ受講可とします。

Ⅱ 申込者が定員を上回った場合は、1施設当たりの受講者数など、研修受講の優位性・必要性等について勘案の上受講決定をさせていただきますので、予めご了承ください。

Ⅲ 受講決定通知は 1 月 13 日（水）に発送しますので、それ以前のお電話による可否のお問い合わせはご遠慮ください。万一通知が届かない場合は、1 月 18 日（月）以降、上記までご連絡ください。※12 月 26 日（土）～1 月 3 日（日）までは年末年始休業とさせていただいておりますのでご了承ください。

Ⅳ 受講票送付後の受講者都合によるキャンセル・辞退については返金しません。

Ⅴ 本研修修了者には主催者より喀痰吸引等にかかる基本研修「修了証明書」をお渡ししますが、実際にたん吸引の行為を行うためには、修了証明書受領後に実地研修が修了し、各自が群馬県知事に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請をする必要があります。また、その場合は事業者も別途群馬県に「登録特定行為事業者」として登録申請が必要ですのでご承知おきください。